

答 申

1 審査会の結論

武蔵野市長と株式会社パスコ社とが平成 18 年 10 月 17 日付で締結した契約（契契第 46008 号）に係る同年 11 月 10 日付同社承諾書添付の委託仕様書第 14 項第 5 号の「3D データ（テクスチャデータ付）」（以下「本件文書」という。）について、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 6 月 29 日付でした非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 不服申立ての経緯と不服の理由

不服申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年武蔵野市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条にもとづき、平成 19 年 6 月 15 日、実施機関に対し本件文書の開示を請求したが、実施機関が、視聴の方法による開示の請求については開示決定をした（平成 19 年 6 月 29 日付武都ま第 105 号）ものの、本件文書の複製物を交付する方法による開示の請求については非開示の決定をしたので、本件異議申立てをした。

異議申立人が主張する異議の理由は次のとおりである。

- ① 実施機関は、本件文書の複製物を交付すると公衆に複製交付されるおそれがあることを非開示の理由としているが、不服申立人は本件文書を閲覧し検証するためにその開示を求めているのであるから、複製物を公衆に交付することなどはあり得ない。
- ② 実施機関と東京デジタルマップ株式会社（以下「マップ社」という。）との間で締結された平成 18 年 11 月 10 日付「データ製品使用許諾契約書」（以下「本件許諾契約書」という。）第 4 条は、同社の製品であるデータ製品について、実施機関による複製・譲渡を原則として禁止しているが、本件許諾契約書第 12 条によって契約内容を変更したうえで、本件文書の複製物を交付する方法による開示を行うべきである。

3 実施機関による本件決定の理由説明

実施機関は、本件文書を開示できない理由として、次のとおり説明している。

- ① 本件文書の複製権はマップ社が専有しているため、その複製物を交付することは

できない（条例第9条第1号関係）。

- ② マップ社が著作権を有するデータ製品は、これを開示すると同社の競争上または事業運営上の地位その他の社会的な地位が損われるおそれがあるため、開示することができない（条例同条第3号関係）。
- ③ 本件許諾契約書によれば、当該データ製品の写しを交付することは許されていないのであり、それにもかかわらず当該データ製品を開示すれば、マップ社の財産上の利益を害するほか、本市の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例同条第6号関係）。
- ④ 本件文書に記録されているデータ情報は、本件許諾契約書に基づき、公にしないとの条件でマップ社が任意に提供したものであり、同社が属する業界の通常の慣行に照らして公にしないことに合理的な理由がある（条例同条第7号関係）。

4 審査会の判断

不服申立人は、上記平成19年6月15日付開示請求書において、本件文書の閲覧、視聴、写しの交付の各方法による開示を請求しており、これに対して実施機関は、視聴の方法による開示を決定しているのであるから、不服申立人の請求のうち、閲覧および視聴の方法による開示請求は上記決定によって満足されたものである。したがって、不服申立人は、その開示請求のうち、本件文書を電磁的記録媒体に複製した写しを交付する方法に係る部分を非開示とした決定に対して不服を申し立てているものと解される。

ところで、本件文書は、マップ社が製作・販売する「TDM3D建物データ」および仮想建物の立体図形に道路その他のテクスチャデータを貼り付けたものであり、誰でもが視認できる風景を画像化したデータであるから、条例第9条各号の非開示情報を記録した行政文書には当たらず、また、実施機関も本件文書の情報内容そのものが非開示情報に当たる旨の主張をしているわけではない。したがって、非開示情報が記録されていない以上、本件文書は開示されなければならない。

次に、本件文書が開示されるべきであるとして、開示の方法がいかにあるべきかを検討すると、条例第17条第1項およびその委任を受けた武蔵野市情報公開条例施行規則（平成13年規則第38号。以下「規則」という。）第6条によれば、本件文書のような電磁的記録の場合、その開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付によって行うことを原則としつつ（規則同条第1項）、当該電磁的記録をパーソナルコンピュータ等の画面に出力したものを視聴すること、あるいは、当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものを交付することが容易であるときは、「当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる」としている（規則同条第2項）。

本件文書の場合、それをパーソナルコンピュータ等の画面に出力して視聴すること（以

下「画面視聴」という。)も、フロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製してその複製物を交付すること(以下「複製物交付」という。)も、ともに容易であると考えられるので、実施機関としては、規則第6条第2項の規定によって開示を行うことができると考えられ、現に実施機関は、画面視聴の方法による開示を行い、複製物交付の方法による開示を上記3の理由によって拒んでいるものと解される。

規則第6条第2項の規定による場合、画面視聴と複製物交付のいずれの方法をとるべきかについては明文の規定がないので、実施機関の合理的裁量に委ねられていると考えられるが、その際、開示請求者にとっての利便性はもとより、当該文書に記録されている情報の種類や内容、開示に要する労力や費用など、諸般の要素を総合的に考慮すべきであり、とりわけ、条例第9条各号の規定は、開示の方法について直接規定したものであるが、そこで保護されているプライバシー、営業上の利益、行政機関の事務事業遂行上の便益などの法益は、開示の方法を特定するに当たっても斟酌されるべきものと考えられる。

本件文書のようなデータ製品の場合、売上の減少に直結する複製物の交付を著作権者あるいは発売元が忌避するのは当然であり、著作権者・発売元と購入者との間で、複製物の作成・交付の制限に関する約定がなされるのが取引界の通例であり、本件許諾契約書も、こうした慣行に基づくものと認められる。そうだとすれば、実施機関が本件許諾契約書の明文に背いて本件文書について複製物交付の方法による開示を認めたとすれば、マップ社その他の権利者の正当な利益を害するばかりでなく、以後本市が同種の製品を購入する際に支障を生じかねないといわなければならない。

不服申立人が、複製物交付の方法による開示がなされた場合でも、交付された複製物を営利を目的として第三者に交付するなどの不適切な取扱いをする意図のないことは、本件不服申立てに至る経緯やその意見陳述および意見書の内容から十分に窺い知ることができるが、不服申立人の個別的な属性や主観的意図によって開示の是非あるいは開示の方法について差等を設けることはできないものといわなければならない。また不服申立人は、本件許諾契約書の内容は変更可能であるというが、それはあくまでも契約当事者双方の合意に基づくものであり、実施機関がマップ社に対して契約の変更に同意するよう強制する手段がない以上、変更の可能性があるからといって複製物交付の方法による開示を認めるべきだとはいえない。

そうだとすれば、複製物交付の方法による開示を拒否した本件決定は、結論において妥当である。

なお付言するに、画面視聴の方法による開示といっても、単に、請求人が画面を視聴するというに止まらず、許諾契約上あるいは実施機関の事務遂行上支障のない範囲で、請求人に再生機器の操作、あるいは特定の画面の印刷を許し、その印刷物(もしくはその複製物)を交付するなど、具体的な方法については柔軟性が認められるべきである。

5 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 19 年 10 月 5 日	諮問
平成 19 年 10 月 16 日	実施機関より理由説明書收受
平成 19 年 10 月 31 日	異議申立人より意見書收受
平成 19 年 11 月 8 日	審議（第十期第 1 回審査会）
平成 19 年 11 月 30 日	実施機関より補充説明書收受
平成 19 年 12 月 6 日	異議申立人より意見書收受
平成 19 年 12 月 13 日	審議（第十期第 2 回審査会）
平成 20 年 1 月 18 日	実施機関より指摘事項等に対する回答について收受
平成 20 年 1 月 22 日	審議（第十期第 3 回審査会）
平成 20 年 2 月 13 日	実施機関より質問事項に対する回答について收受
平成 20 年 2 月 18 日	異議申立人よりご回答收受
平成 20 年 2 月 21 日	審議（第十期第 4 回審査会）